

令和6年1月19日

第7回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第7回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月19日(木)午後3時00分～午後3時40分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員(10人)

会長

委員	1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介	3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆	5番 渡辺 清栄
	6番 木村 行男	7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美	9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
	坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之	金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和	
	川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之	高寺地区 藤川 将仁		

4 欠席委員(0人)

5 遅刻委員(0人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第19号 会津坂下町農地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

（議長）

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第7回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について、事務局より経過報告をお願いいたします。

（事務局）

前回審議した結果について経過報告をいたします。

まず、議案第12号の農地法4条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に、議案第13号の現況確認証明の2つの案件につきましては、いずれも申請者に許可書を交付済みです。

次に、議案第14号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、12月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。最後に、議案第15号の令和6年農作業標準賃金協定額については、町の広報3月号に掲載予定です。以上報告します。

（議長）

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、7番 渡部委員、8番 五十嵐委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第7回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

(議長)

日程第3 報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号2号はJAでの契約であり、今後、追加契約する筆があるとのことで、JAでは新規契約ができないことから、今回解約する分と併せて中間管理機構に一本化し、契約期間を統一させたいとの理由での解約です。

3号4号はJAと中間管理機構との契約が重複していることが判明したため、JAの契約分を解約するものです。

5号6号は耕作者側の都合による解約であり、今後この農地は別の農業者が借り受ける予定となっております。

7号8号は公社との契約であり、今後当該農地を所有権移転したいとのことから解約するものです。

(議長)

事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。

日程第4 議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

日程第4 議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件から4号案件の譲渡人の所有する農地は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。

1号から3号は1枚になっているため、10a当りの単価は一律の75万円です。

4号も他の地番の農地と一体となっておりますが、小区画の圃場であるため、単価は他の3筆と比較し低い設定となっております。

(議長)

1号案件から4号案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(6番 木村委員)

1号案件から4号案件について調査の結果を報告します。1号案件から3号案件の譲渡人には1月15日に電話にて、4号案件の譲渡人については県外のため事務局に確認を依頼し、1号案件から4号案件の譲受人には同日15日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。

本案件は、譲受人は土木工事業を営んでおり、資材置場が不足しているため、事業所に近い申請地を資材置場として転用するものです。

申請地周辺は山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であり、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を資材置場にすることに對し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水・排水は自然浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

(議長)

本案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(2番 鈴木委員)

本案件について調査の結果を報告します。1月12日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人に対しては1月15日に電話にて、譲受人に対しては1月16日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議案第18号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第18号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(事務局説明)

1号は公社が金上地区の田23,274㎡、畑2,005㎡を借入れ、2号は公社が金上地区の田19,145㎡を借入れ、1号2号を併せて3号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。

4号は公社が若宮地区の田5,550㎡を借入れ、5号は公社が若宮地区の田8,296㎡を借入れ、4号5号を併せて6号の若宮地区の認定農業者へ集積します。

7号は公社が若宮地区の田2,677㎡を借入れ、8号の若宮地区の認定農業者へ集積します。

9号は公社が若宮地区の田3,096㎡を借入れ、10号の認定農業者である法人へ集積します。

11号は公社が広瀬地区の田19,064㎡を借入れ、12号の認定農業者である法人へ集積します。

13号は公社が金上地区の田5,452㎡を借入れ、14号の広瀬地区の農業者へ集積します。

15号は公社が広瀬地区の田10,875㎡を借入れ、16号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

17号は公社が金上地区の田7,801㎡を借入れ、18号の金上地区の認定農業者へ集積します。

19号は公社が金上地区の田1,328㎡を借入れ、20号は公社が金上地区の田4,423㎡を借入れ、19号20号を併せて21号の金上地区の認定農業者へ集積します。

なお、これらの契約は契約期間が異なることから19号と21号、20号と21号の契約であり、別々に記載するところではありますが、ひとつにまとめて記載しております。

そのため、基本的に手数料は賃借料の1%、1%に満たない場合は800円、上限8,000円ですが、契約期間が異なることから別々の契約であるため、21号は19号との契約で800円、20号との契約で800円の手数料であることから1,600円となります。

22号は公社が金上地区の田22,803㎡、畑2,054㎡を借入れ、23号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。

24号は公社が金上地区の田10,154㎡を借入れ、25号の金上地区の認定農業者へ集積します。

26号は公社が広瀬地区の田12,994㎡を借入れ、27号は公社が広瀬地区の田5,292㎡を借入れ28号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。

(議長)

1号案件から3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

1号案件から3号案件について調査の結果を報告します。1号案件の貸手には1月16日に電話にて、2号案件の貸手には1月14日に電話にて、3号案件の借手には同日14日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため6番 木村委員の退場を命じます。

(木村委員退場)

(議長)

質疑に入ります。1号案件から3号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から3号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件から3号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

6番 木村委員の入場を認めます。

(木村委員入場)

(議長)

4号案件から6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

4号案件から6号案件について調査の結果を報告します。4号案件の貸手には1月16日に電話にて、5号案件の貸手には町外のため事務局に確認を依頼し、6号案件の借手には1月17日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。4号案件から6号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件から6号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって4号案件から6号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

7号案件から8号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

7号案件から8号案件について調査の結果を報告します。7号案件の貸手については、町外のため事務局に確認を依頼し、8号案件の借手には1月12日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。7号案件から8号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7号案件から8号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって7号案件から8号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。

(鈴木会長職務代理者)

それでは、暫時議長を交代いたします。9号案件から10号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

9号案件から10号案件について調査の結果を報告します。9号案件の貸手・10号案件の借手共に1月17日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(鈴木会長職務代理者)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。

(鈴木委員退場)

(鈴木会長職務代理者)

質疑に入ります。9号案件から10号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(鈴木会長職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。9号案件から10号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(鈴木会長職務代理者)

挙手全員であります。よって9号案件から10号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

1番 鈴木委員の入場を認めます。

(鈴木委員入場)

(鈴木会長職務代理者)

議長を交代いたします。

(議長)

11号案件から12号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

11号案件から12号案件について調査の結果を報告します。11号案件の貸手には、1月14日に訪問にて、12号案件の借手には1月16日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。11号案件から12号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。11号案件から12号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって11号案件から12号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

13号案件から14号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

13号案件から14号案件について調査の結果を報告します。13号案件の貸手・14号案件の借手共に、1月14日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。13号案件から14号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。13号案件から14号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 13 号案件から 14 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

15 号案件から 16 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10 番 二瓶委員)

15 号案件から 16 号案件について調査の結果を報告します。15 号案件の貸手・16 号案件の借手共に、1 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。15 号案件から 16 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。15 号案件から 16 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 15 号案件から 16 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに

決しました。

(議長)

17号案件から18号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

17号案件から18号案件について調査の結果を報告します。17号案件の貸手・18号案件の借手共に、1月14日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。17号案件から18号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。17号案件から18号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって17号案件から18号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

19号案件から21号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

19号案件から21号案件について調査の結果を報告します。19号案件・20号案件の貸手・21号案件の借手共に、1月14日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。19号案件から21号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。19号案件から21号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって19号案件から21号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

22号案件から23号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 木村委員)

22号案件から23号案件について調査の結果を報告します。22号案件の貸手・23号案件の借手共に、1月15日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。22号案件から23号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。22号案件から23号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって22号案件から23号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

24号案件から25号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 木村委員)

24号案件から25号案件について調査の結果を報告します。24号案件の貸手・25号案件の借手共に、1月15日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。24号案件から25号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。24号案件から25号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって24号案件から25号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

26号案件から28号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 橋本推進委員)

26号案件から28号案件について調査の結果を報告します。26号案件、27号案件の貸手・28号案件の借手共に、1月18日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため10番 二瓶委員の退場を命じます。

(二瓶委員退場)

(議長)

質疑に入ります。26号案件から28号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。26号案件から28号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって26号案件から28号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

10番 二瓶委員の入場を認めます。

(二瓶委員入場)

議案第19号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について」

(議長)

議案第19号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。

(事務局朗読・説明)

この案件は、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。

本案件は11月の報告第6号で公社との契約を合意解約した農地について、新たな借受者に再転貸するものです。借受者については、認定農業者である法人であり、農業経営状況についても問題はありません。なお、契約期間や賃借料は前契約をそのまま引き継ぐこととなります。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。

(藤川推進退場)

(議長)

質疑採決に入ります。本案件について、ご質問ご意見はございませんか。

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって本案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。

(藤川推進委員入場)

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。
これをもって、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員